

## 別紙2 「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」 規制区域（案）

規制区域は、以下の計画を踏まえて定めることを予定しており、東京都無電柱化計画の改定後、告示します。

- ① 「防災都市づくり推進計画」における整備地域、重点整備地域及び防災環境向上地区  
（令和8年3月改定）
- ② 「東京都無電柱化計画」（改定中）における重点整備エリア  
東京都無電柱化計画は、令和8年2月に「次期『東京都無電柱化計画』の方針」を公表し、重点整備エリアを環状八号線まで拡大する方針を示しています。

《 規制区域（案） 》

